令和７年度　事業報告書

公益財団法人　全国防犯協会連合会

事　業　活　動

Ａ　分野別事業

第１　一般防犯事業

１　地域安全運動の推進

(1)　全国地域安全運動の推進

ア　令和７年全国地域安全運動の推進

当連合会では、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、令和７年全国地域安全運動を10月11日から10月20日までの10日間、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁及び都道府県警察との共催で、多数の関係省庁・団体の後援・協賛を得て実施した。令和７年は、地域安全運動の全国重点「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止」「子供と女性の犯罪被害防止」及び地域重点「地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる種類の犯罪について、地域住民等の要望も踏まえながら、優先度、必要性等を考慮して選定し、罪種に応じた防犯対策の推進」を主として運動を展開した。（公１）

イ　中央大会の開催

全国地域安全運動を前にした９月25日（木）、令和７年全国地域安全運動中央大会を東京・港区元赤坂の明治記念館で開催した。大会では警察庁長官の挨拶、国家公安委員会委員長の祝辞のあと、防犯功労者（金章94名）、防犯功労団体（26団体）、功労ボランティア団体（42団体）及び公募ポスター、青パト活動写真の最優秀賞（２人）の表彰を行った。（公１）

ウ　全国地域安全運動ポスター及び青パト活動写真の募集

全国地域安全運動等のポスター及び青パト活動写真を広く募集したところ、全国からポスター1,345点及び青パト活動写真222点の応募があった。

審査の結果、ポスター及び青パト活動写真各１点を最優秀作品として採用した。（公１）

エ　全国地域安全運動用広報事業

全国地域安全運動実施のため、上記全国公募ポスター・青パト活動写真の最優秀作品を使用した集合ポスター約14,000枚、リーフレット約180,000枚を作成・斡旋し、広報啓発に活用した。（公１）

(2)　地域社会における安全に関する啓発・広報活動の推進

ア　広報誌「月刊　安心な街に」の発行

当連合会や各都道府県防犯協会及び警察の活動､地域住民の自主防犯活動などをタイムリーに広報するため､「安心な街に」を毎月約 9,000 部配布（公１）するとともに、企業等からの広告を掲載した。(収１)

イ　「日常生活における防犯生活ガイド」冊子の作成（(一財）日本宝くじ協会の助成による事業)

日常生活に潜む犯罪に対処するためには、いつ、どこで、どんな時に、どんなことが起きているかその事例を知り、普段から防犯の意識をもつことが重要であり、とっさの行動が取れるようになることから､それらの対処要領等を分かりやすく解説した冊子を作成配布した。（公１）

ウ　「AI 時代の特殊・SNS 型詐欺」被害防止冊子の作成((公財)日工組社会安全研究財団の助成による事業)

特殊詐欺は認知件数、被害額とも２年連続で増加し、高齢者を中心に多額の被害が発生している。更に、SNS を使用した非対面式の投資、ロマンス詐欺の被害額が特殊詐欺を上回るなど深刻な情勢にあることから､これら詐欺犯罪の手口等の実態を正しく認識した上で具体的な防犯対策を行うためのポイントをわかりやすく解説した冊子を作成配布した。（公１）

エ　「2026 防犯カレンダー」の作成、斡旋

全国公募した防犯ポスター､青パト活動写真の最優秀作品等を登載した令和 8 年防犯カレンダーを約 9,000 部作成、斡旋した。(収１)

オ　提携ポスターの配布

映画会社等と提携して、防犯に関するポスター約 24,000 部を全国に配布した。(公１)

(3)　住み良い安全な社会づくりに寄与する諸活動への協力・協賛

「青少年の被害・非行防止全国強調月間」(こども家庭庁)､「社会を明るくする運動」(法務省)､「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（厚生労働省)､「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府）等に協力した。(公１)

(4)　自動車盗難防止に関するイベント、キャンペーン等啓発活動を通じての普及、啓発

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に参画し、各団体との連携を強化するとともに、広報誌を通じての啓発活動を推進した。(公１)

(5)　防犯セミナー、シンポジウムの開催及び防犯に係る研究

公益社団法人全国少年警察ボランティア協会との共催により少年問題シンポジウムを

開催した。(別掲 第２の２（1)）（公１）

２　防犯ボランティア等への支援

(1)　青色回転灯装備車整備事業（(一財）日本宝くじ協会の助成による事業）

20 都道府県防犯協会に青色回転灯装備車を計 20 台整備し、住民等による効果的な自主防犯パトロール活動を支援した。（公１）

(2)　次世代学生防犯ボランティアリーダー研修会の開催（(一財）保安通信協会からの特定寄附による事業）

防犯ボランティア活動の継続的推進と強化を目指し、次世代を担う学生防犯ボランティアリーダーを育成するため、防犯ボランティア活動の経験が浅い学生ボランティアを中心とした研修会を実施した。

令和７年度は、11 月と２月の２回に分け、専務理事による「犯罪はなぜ起こるのか」の講義をはじめ、防犯パトロール要領、スマホ時代の大人が知っておきたいこと、防犯 CSR、子ども見守り活動、防犯ボランティアの意義など、社会変化に対応できるボランティアリーダーとしての活動要領等を内容とした実践的研修会を一泊二日のスケジュールで実施した。（公１）

・1回目参加者36名

令和7年11月10日（月）～11日（火）

東京ガーデンパレス（東京都文京区）

・2回目参加者33名

令和8年2月16日（月）～17日（火）

東京ガーデンパレス（東京都文京区）

(3)　防犯活動に対する助成事業の実施

防犯ボランティアの育成、防犯ボランティア地域交流事業の開催、青パトや徒歩による防犯パトロール、振り込め詐欺等各種犯罪に関する情報発信・啓発活動等を行う 23 道府県防犯協会の 25 事業に対し、総額 300 万円の助成金を交付した。（公１）

(4)　防犯手帳、参考書籍の斡旋等

防犯協会の活動、防犯パトロール、各種犯罪の防止活動、暴力団の追放活動等の要領などを盛り込んだ防犯手帳を約 28,000 冊作成し斡旋した。（収１）

また、防犯ボランティア活動を実施するための参考書籍「防犯ボランティア活動マニュアル・実務編」「防犯ボランティア活動マニュアル・リーダー編」等の普及に努めた。（収１）

(5)　防犯協会員団体総合補償保険制度への加入促進

防犯活動に従事する防犯協会員等が、安心して活動に従事できる環境を整備するため、

防犯協会員団体総合補償保険制度について加入促進を図るとともに､加入手続きに係わる取次業務を行った。（公１）

3　優良防犯機器等の普及、推進、推奨事業

(1)　優良防犯ブザー普及事業の推進

優良防犯ブザーとして、必要な性能基準に適合するもの 6 機種を新たに推奨した。（令和 8 年 3 月末現在 82 機種）（公１）

(2)　優良防犯電話普及事業の推進

特殊詐欺や迷惑電話等を防止する性能、操作性等が優良と認められる機器等を「優良防犯電話」として令和 7 年度中は 12 機種を推奨した。（令和 8 年 3 月末現在 72 機種）

また、寄附金を受けて「優良防犯電話の普及事業」を実施し、34 都道府県防犯協会及び都道府県警察と協力し、優良防犯電話 23,393 台を配布した。（公１）

(3)　「防犯優良マンション」認定制度の普及促進

（公社）日本防犯設備協会と共同で、防犯優良マンション認定制度を運営し、防犯性に優れたマンションの普及促進に努めた。（公１）

(4)　「防犯性能の高い建物部品」の普及、広報

「防犯性能の高い建物部品」のホームページへの目録掲載の適切な運営を図るとともに、同建物部品の普及に努めた。（目録掲載数 令和 8 年 3 月末現在 17 種類 3,545 品目）（公１）

4　ホームページによる生活安全情報の積極的な提供活動

当連合会のホームページに各種情報を積極的に掲載・更新し、防犯に関する情報をタイムリーに提供した。（法人）

5　古物営業適正化事業等の実施

(1)　（一社）日本中古車販売協会連合会との協力事業

不正品の取引を防止するため、（一社）日本中古自動車販売協会連合会と協力して、模範となる中古自動車販売業者に対する顕彰事業、管理者講習の推奨、古物営業法及びその実務に関する図書の推奨等の事業を実施した。（収１）

(2)　古物商許可標識等の斡旋

古物営業適正化事業の一環として、「古物商及び古物市場主許可標識」等 496 枚を斡旋した。（収１）

第２　薬物乱用防止、青少年非行・被害防止事業

１　薬物乱用防止事業

(1)　薬物乱用防止に関する広報啓発活動

広報誌「安心な街に」6 月号において、薬物乱用防止の記事を特集として掲載するなど、広報啓発活動を推進した。（公１）

(2)　薬物乱用防止のための共同活動の推進

6 月の国際麻薬乱用撲滅デーに呼応して実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動をはじめ、他機関・団体の進める麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止活動に協力した。（公１）

２　青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

関係機関、事業者、団体等が行う少年の非行・被害防止及び健全育成のための活動に協力を行った。

(1)　11 月 11 日、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会との共催により「第 32 回少年問題シンポジウム」を開催した。

シンポジウムでは、「少年非行及び被害を生まない社会をつくるために～SNS 世代の少年たちにどう向き合うか～」をテーマとしたディスカッションを実施した。（公１）

(2)　青少年の遊び場、楽しみの場であるゲームセンター事業者、カラオケ事業者等と連携し、これらの事業が健全でかつ地域社会に溶け込んだ事業として発展していくよう広報・啓発活動の推進に努めた。（公２）

(3)　ＤＶＤ「STOP!子どもの犯罪被害」等を斡旋した（収１）ほか、広報誌「安心な街に」3 月号において、少年非行、犯罪被害防止及び健全育成に関する記事を特集として掲載するなど、広報啓発活動を推進した。（公１）

(4)　こども家庭庁が行う「青少年の被害・非行防止全国強調月間」の実施に伴い、少年の非行防止及び健全育成のための活動に協力した。（公１）

第３　風俗環境浄化事業

１　研修及び風俗環境浄化に関する活動

(1)　風俗環境浄化事業運営管理者研修会の開催

令和 7 年 7 月 18 日、都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議の開催に合わせて風俗

環境浄化事業運営管理者研修会を開催し、都道府県の風俗環境浄化事業運営管理者に対して、警察庁の担当官から風俗営業の現状と問題点、風俗営業からの暴力団排除についての説明を受けるなどし、最新の知識の取得に努めた。（公２）

(2) 「風俗環境浄化協会の活動」の広報

各都道府県風俗環境浄化協会の事業活動をまとめ、ホームページに掲載した。（法人）

(3) 風俗営業所管理者用テキスト等の斡旋

風俗営業所管理者対象の講習会を効果的に実施するため、ＤＶＤ「風俗営業の管理者業務のあり方」を斡旋するとともに、テキスト「風営適正化法管理者ハンドブック」（接待飲食等営業・特定遊興飲食店営業、遊技場営業用）及び風俗営業管理者の業務の要点をまとめたリーフレット「あなたのお店はだいじょうぶ？」を作成斡旋し、法令遵守に関する啓発活動を推進した。（公２、収２）

(4) 風俗営業許可申請時における提出書類書式集等の斡旋

風俗営業許可申請書類の書式等を作成斡旋し、風俗営業管理者の法令遵守と利便に役立てた。（収２）

２　遊技事業の健全性確保に関する活動の推進

(1) 意見書等交付事業

遊技機製造業者が行う遊技機の確認証明書申請時に必要な遊技機製造能力の判定に関する意見を記載した書類の交付を行った。（収２）

(2) 関係団体との連携

遊技事業関係団体との緊密な連携の下、違法な営業を排除し、健全な娯楽産業の確立に向けた諸活動を行った。（公２）

第４　全国暴力追放運動推進センター事業

１　暴力団員による不当要求行為の予防に関する知識の普及、啓発事業

(1) 暴力追放運動中央大会の開催

警察庁、都道府県警察、暴追センターとの共催で、11 月 21 日、東京都港区元赤坂の明治記念館において「令和 7 年全国暴力追放運動中央大会」を開催し、暴力追放運動功労者(金章、銀章、銅章)と功労団体、功労職員、標語最優秀の表彰及び感謝状の贈呈、大会宣言を行った。（公３）

(2)　民暴対策全国大会等への参加

日本弁護士連合会及び開催地の警察、弁護士会、暴力追放センター等が共催する民暴対策全国大会（秋田大会・9 月 12 日）の後援を行うとともに、専務理事以下が出席して基調報告、パネルディスカッション等を聴講した。また、函館市内において、オンライン併用で開催された民暴拡大協議会（5 月 30 日）に参加し、聴講するとともに、意見交換を行った。（公３）

(3)　行政機関等における研修会等の実施

行政対象暴力対策関係省庁連絡会議（9 月 4 日）に出席し、全国暴力追放運動推進センター業務への協力要請を行った。（公３）

(4)　暴排協議会等への参加

令和 8 年 2 月 19 日、不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会に出席し、挨拶を行うとともに啓発資料を配布して暴排意識の高揚に努めた。（公３）

(5)　管区内暴追センター連絡協議会への参加

管区内暴追センター連絡協議会が、東北管区(6 月 5 日)、中部管区(6 月 24 日)、九州管区(7 月 1 日)、近畿管区(9 月 18 日)、四国ブロック(7 月 17 日)、中国ブロック(9 月 1 日)、関東管区(9 月 8 日)それぞれに開催され、専務理事ほか職員が個別に出席し情報交換を行った。（公３）

(6)　海外安全対策会議の後援

10 月 30 日、第 33 回海外安全対策会議がインドネシア・ジャカルタにおいて、（公財）公共政策調査会等の主催で開催され、後援を行った。（公３）

(7)　セミナーの開催

5 月 19 日、（公財）公共政策調査会と共催で「反社会的勢力と企業の安全を考える」セミナーをオンライン併用で開催した。また、10 月 21 日、都内ホテルを会場に「反社会的勢力対策セミナー」を開催した。同セミナーには協力会員等約 150 名が出席し、警察庁・暴力団排除対策官と民暴委副委員長が講演を行った。（公３）

(8)　不当要求情報管理機関関係者連絡会議の開催

6 月 27 日、不当要求情報管理機関（5 機関）の暴排担当者及び警察庁組織犯罪対策第一課、警視庁暴力団対策課、暴追都民センターが参加して、情勢報告及び活動概要を発表するとともに、情報交換を行った。（公３）

(9)　暴排資料等の作成、配付

以下の冊子、ビデオ等を作成し、暴追センター、協力会員等に配付し、希望者（社）に有償配付した。（公３）

ア　機関誌「全国センターだより」

「全国センターだより」114 号約 8,000 部､115 号約 8,100 部、116 号約 7,400 部､117 号約 7,000 部を、暴追センター、協力会員等に配付した。

イ　冊子「暴力団情勢と対策」

警察庁の協力で「暴力団情勢と対策」約 104,000 部を暴追センター、行政機関、企業等に配付した。

ウ　「全国センターだより」特別号

「全国暴追センターだより」特別号（58 号）400 部、（59 号）180 部を作成し、暴追センター、協力会員等に配付した。

エ　その他の冊子、ビデオ等

民暴相談のしおりを約 33,000 部､イラストで見る暴力団等に対する基本的対応要領を約 3,100 部、暴排ポスターを約 45,000 枚、暴排カレンダーを約 12,700 枚、暴排ビデオ（ＤＶＤ）を約 120 枚、暴排リーフレットを約 59,400 枚配付した。

オ　活動案内の配付

全国暴追センター及び暴追センターの組織、事業等を解説した冊子を入会希望企業、団体に配付した。

(10)　ホームページへの掲載

アンケート結果、講演録、冊子等の情報をホームページに掲載し、広く知識の普及を図るとともに、ホームページの随時更新を行った。（公３）

2　研修事業

4 月 24 日、暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会を開催した。（公３）

3　暴力団に関する調査研究、資料収集事業

(1)　企業対象アンケートの実施

企業対象暴力の実態を把握するため、警察庁、日本弁護士連合会の協力の下、国の行政機関の地方支分部局等 3,400 機関､全国の自治体約 1,800 団体に対するアンケートを実施し、4,700 通弱の回答を得て、結果を冊子にし、関係機関、協力会員等に配付するとともに、ホームページで公開した。（公３）

(2)　情報収集活動の実施

各種セミナー、暴排研究会等へ出席し、暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除する

ための知識、手法に関する情報を収集し、暴排冊子に掲載するなど暴排啓発活動に活用した。（公３）

4　都道府県センターの事業等に関する連絡調整事業

(1)　暴力団情報検索システムの運用

都道府県センターから暴力団に絡む検挙情報等を収集してシステムに登録し、都道府県センターにおける相談業務に活用するとともに、セキュリティ対策を確認するための実地調査を実施した。（公３）

(2)　情報提供

都道府県センターから寄せられた暴排関連情報や会議等で入手した資料で、暴追運動、暴排意識の高揚に資すると思われるものを、反社情報等として協力会員に提供するとともに、日々収集した情報を提供し情報共有を図った。また、暴追センター総覧を作成し、都道府県センター及び警察に配付した。（公３）

(3)　相談支援

企業担当者等からの相談に対し、都道府県暴追センターを紹介するなどした。（公３）

5　都道府県センターに対する助成事業

宮崎県暴追センターの暴力団事務所使用差止請求訴訟等 2 事業に対して、合計 150 万円を助成した。（公３）

6　暴力追放運動推進センター団体傷害保険制度への加入促進

暴力追放活動に従事する都道府県センター職員等が、安心して活動に従事できる環境を整備するため、暴力追放運動推進センター団体傷害保険制度について加入促進を図るとともに、加入手続きに係る取次業務を行った。（公３）

7　付帯事業

(1)　業種別の暴排条項を解説した冊子「暴力団の介入を防止するために」の普及を図った。（法人）

第５　協会事務等

１　会議

(1)　理事会及び評議員会、全国会議の開催（法人）

ア　6 月 5 日（木）、東京都文京区の全国防犯協会連合会事務所において、通常理事会を開催し、以下の議題を審議の結果、議決・承認された。（法人）

第 1 号議案　令和 6 年度事業報告について

第 2 号議案　令和 6 年度決算書類について

第 3 号議案　事務局長の選任について

第 4 号議案　定例評議員会の開催について

第 5 号議案　協力会員の入会について

また、代表理事（会長及び専務理事）が自己の職務執行状況について理事会へ報告を行った。

イ　6 月 24 日（火）、東京都文京区の全国防犯協会連合会事務所において、定例評議員会を開催し、以下の議題を審議の結果、議決・承認された。（法人）

第 1 号議案　令和 6 年度事業報告について

第 2 号議案　令和 6 年度決算書類について

第 3 号議案　理事の選任について

ウ　8 月 12 日（火）、書面による臨時評議員会開催の件について全理事より同意を得、さらに監事の異議の無い旨の意思表示を得たことから、当該提案を可決する旨の理事会の議決があった。（法人）

エ　8 月 28 日（木）、以下の議題について全評議員より同意を得たことから、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があった。（法人）

第 1 号議案　評議員の選任について

オ　令和 8 年 2 月 24 日（火）、臨時評議員会開催の件について全理事より同意を得、さらに監事の異議の無い旨の意思表示を得たことから、当該提案を可決する旨の理事会の議決があった。（法人）

カ　令和 8 年 3 月 13 日（金）、東京都文京区の全国防犯協会連合会事務所において、通常理事会を開催し、以下の議題を審議の結果、議決・承認された。（法人）

第 1 号議案　令和 8 年度事業計画について及び事業の概要

第 2 号議案　令和 8 年度収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

第 3 号議案　公益財団法人全国防犯協会連合会事務局職員給与、旅費支給規則の改正に

ついて

第4号議案　賛助会員・協力会員の入会の承認について

また、代表理事（会長及び専務理事）が自己の職務執行状況について理事会へ報告を行い、加えて、代表理事が資金の運用状況について理事会へ報告を行った。

キ　令和8年3月13日（金）、東京都文京区の全国防犯協会連合会事務所において、臨時評議員会を開催し、以下の議題を審議の結果、議決・承認された。（法人）

第1号議案　令和8年度事業計画について

第2号議案　令和8年度収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

ク　都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議

7月18(金)東京都文京区の東京ガーデンパレスにおいて都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議を開催し、組織運営上の問題等の検討その他の協議を行った。（法人）

ケ　風俗環境浄化事業運営管理者研修会

7月18日（金）風俗環境浄化事業運営管理者研修会を都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議と併せて開催し、業務運営に関する意見交換等により情報を共有するなど、運営の適正化を図った。（公２）

コ　全国暴力追放運動推進センター研修事業の開催

9月26日（金）、専務理事・事務局長等研修会を開催し、活動事例の発表、その他の協議を行った。（法人）

サ　暴追センター活動研究会の開催

令和8年1月22日（木)、当センター及び警察庁組織犯罪対策第一課、暴追都民センター、日弁連民暴委員会4者による暴追センター活動研究会を開催し、令和8年度に実施すべき行事、暴追センター運営上の課題等について検討を行った。(法人)

2　ホームページの設置

(1)　「全国防犯協会の活動の内容」と「都道府県防犯協会の現状」の掲載

「全国防犯協会の活動の内容」と「都道府県防犯協会の現状」をホームページに掲載し、活動の活性化を図った。（法人）

(2)　「風俗環境浄化協会の活動」の広報

各都道府県風俗環境浄化協会の事業活動をまとめ、ホームページに掲載した。(法人)

(3)　全国暴力追放運動推進センター事業内容の掲載

全国暴力追放運動推進センターの事業内容をホームページに掲載し、活動を一般に広報するとともに、ホームページの随時更新を行った。（法人）

3　活動資金の充実に向けた方策

公益事業のための助成金を交付する団体から、防犯の冊子の作成・配布及び青色回転灯付防犯パトロール車整備のための資金援助を受けた。

また、協力会員の増加による会費収入の増額に努めた。（法人）

4　連絡調整事業

各都道府県防犯協会及び暴力追放運動推進センターと緊密な連携を図るため、beat システムを使った情報提供やネットワークの構築に努めた。（法人）

B　法人の運営体制の充実を図るための取組

1　公益法人内部における規範

定款および諸規程に基づき、透明性の高い法人運営を行うための規範を整備。（法人）

ア　コンプライアンスの遵守と利益相反の防止

定款第 36 条に基づき、理事の利益相反取引については、当該取引に関する重要な事実を開示し、理事会の承認を得ることを義務付け。

イ　情報の公開

公正かつ開かれた活動を推進するため、情報公開規則を定め、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開。

ウ　個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する規則を設け、その管理に万全を期している。

エ　適正な経理処理

公正妥当な公益法人会計の慣行に従い、経理規則に基づいて会計処理を行っている。

2　公益法人の機関別（理事会・評議員会、監事）における具体的取組

各機関がそれぞれの役割と責任を適切に果たせるよう、以下の取組を実施。（法人）

ア　外部監事及び外部理事の選任等

監事２名は共に外部の者が就任。

理事８名中５名に外部の者が就任。

また、理事、監事への連絡体制については、会議等の開催時や必要に応じて郵便や電

話にて協会業務に関する情報提供等を行う。

イ　理事会および評議員会の適切な運営

定款に基づき、通常理事会、定例評議員会、臨時評議員会を定期的に開催し、事業計画や予算、決算など重要事項の審議・承認を行った。

ウ　監事による監査機能の維持

監事は理事会および評議員会に出席し、理事の職務執行の状況を監査するとともに、監査報告を作成した。

エ　ガバナンスの透明性向上

役員の統括監督業務の比重を明確にするため、これまで一括処理していた人件費について、職務内容の実態を整理し、「役員報酬」と「給与手当」の計上区分を適正化することで、法人運営の透明性を高めている。

3　不祥事の予防・発見・事後対応の仕組み

不祥事を未然に防ぎ、健全な運営を維持するための体制を構築している。（法人）

ア　反社会的勢力との関係遮断

新規会員（賛助会員、協力会員）の入会に際しては、登記事項の確認のみならず、反社会的勢力の排除に関する体制の確認を厳格に行っている。

イ　事務局内の相互チェック体制

事務局内において、資金管理や経理業務を担当者間で分担し、事務局長による監督管理を徹底することで、資金流用などの不正を防止する体制を整えている。

ウ　資産運用の安全性確保

基本財産等の運用については、資金及び財産運用に関する規則に基づき、安全性・確実性を最優先とした預貯金による運用を行っている。

毎月、前月の損益計算書を代表理事兼専務理事まで決裁を受け、途中、総務課長課長、事務局長による二重チェックを行う体制を構築している。

4　社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定

防犯活動の効果を客観的に把握し、事業の改善に繋げている。

ア　治安情勢の分析に基づく事業評価

刑法犯認知件数や特殊詐欺の被害状況などの治安情勢を分析し、それに基づいた事業（例：特殊詐欺・SNS 型投資詐欺防止冊子の作成、HP への掲載）を立案・実施している。（公１）

イ　定量的指標の活用

青色回転灯等装備車の整備台数や、防犯対策電話録音機の配布数などの具体的な数値を把握し、活動の広がりを測定している。（公１）

暴力団情報検索システムの利用者からの要望を反映したシステム更新を行い、相談業務や不当要求防止活動への寄与度を高めている。（公３）

ウ　定性的評価と人材育成

次世代学生防犯ボランティアリーダー研修会等を通じて、若年層のリーダー育成状況や、防犯意識の向上といった定性的な効果を評価している。（公１）

C　令和７年度　助成、寄附金による事業　（再掲）

助成、寄附団体	事業及び助成、寄附金内訳	事　業　内　容
(公財)日工組社会安全研究財団 (助成額1,600,000円)	「AI 時代の特殊・SNS 型詐欺」被害防止冊子の作成配布事業 (事業費 1,781,450円)	特殊詐欺は、認知件数及び被害額とも前年より増加し高齢者を中心に多額の被害が発生、更に、SNSを使用した非対面型の投資・ロマンス詐欺は特殊詐欺の被害額を上回るなど、深刻な情勢が続いている。 これらの特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の最新の犯行手口や、これら犯罪の窓口となっている固定電話及びSNS等の対策をわかり易く解説した冊子を作成、研修会やイベントで配布、活用することにより、これらの犯罪被害を抑止し、安全安心な社会づくりを推進した。
(一財)日本宝くじ協会 (助成額37,554,000円)	青色回転灯装備車整備事業 (事業費34,340,990円) 「日常生活における防犯生活ガイド」冊子の作成配布事業 (事業費3,434,220円)	青色回転灯装備車20台を、20都道府県防犯協会に整備 日常生活に潜む犯罪に対処するためには、いつ、どこで、どんな時に、どんなことが起きているかその事例を知り、普段から防犯の知識を持つことが重要であり、いざという時にとっさの行動がとれるようになります。それらの対処要領等を分かりやすく解説した冊子を作成し、研修会やイベントで配布活用することにより、これらの犯罪被害を抑止し、安全安心な社会づくりを推進した。

(一財)保安通信協会 （寄附金5,000,000円）	次世代学生防犯ボランティアリーダー研修会 （事業費総額6,480,132円）	次世代を担う防犯ボランティアリーダーを育成するため、全国で防犯活動を推進する大学生等の若者を中心に、防犯パトロール、防犯指導、防犯教育などの手法を修得する研修会を行った。
寄附金55,000,000円	優良防犯電話の普及事業 （事業費総額55,137,956円）	特殊詐欺被害防止対策のため、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄の34都道府県防犯協会及び都道府県警察と協力し、優良防犯電話23,393台を配布した。